	副町長	副町長	所属	企画総務部	¥ß	分類	保存 —	1・5・10・永
	(統括)	(特命)	起 未来拠点課			起案	平成 28年	平6月25日
	65Th	會	案 職	/// JK	A	大 裁		∓6月 24日
V 557	(10)	133	者氏				平成 28年	
部長	技監	課長	参事	班・室長	課僚	文書番		
(III)						小	第	号
	線					取扱区分		至急
in the second						公 要		不要
羧						押印法	承認者	
指示・意り 						速達・	・ ハガキ 書留・ p 文書 ・ 丿	内容証明 ·
	書 月 日付	け	第	,		ハ 分開示	非開示	不明号該当
		け	第	,	開示・部分	ハ 分開示 由)条例9 町 長・	非開示条第教育長	・部長
先方の文 あて先 標 題	用地			発信者名	開示・部分	ハ 分開示 由)条例針 町 長 ・ 皆・局長	非開示条第教育長課長・	号該当・部 長 支所長
あて先標題	用地事締結に	事務委託製	2約書(小 のとおり(· 公子	開示 ・ 部 非開示等の理 町 会	か 分開示 由)条例 町 長 ・ 野 ・ 局 長	・非開示第一条第一条第一条第一条。	・部 長 支所長
あて先標題	用地事締結に	事務委託契 こついて 別 紙 の	R 約書(小 のとおり (一	開示 ・ 部 非開示等の理 町 会	か 分開示 由)条例 町 長 ・ 野 ・ 局 長	・非開示第一条第一条第一条第一条。	・部長支所長事業)の
あて先標題	用地事締結に	事務委託契 こついて 別 紙 の	R 約書(小 のとおり (一	開示 ・ 部理 事 ・ 部理 事 ・ 事 ・ 事 ・ 事 ・ 事 ・ 事 ・ 事 ・ 事 ・ 事 ・ 事	か 分開示 由)条例 町 長 ・ 野 ・ 局 長	・非開示第一条第一条第一条第一条。	・部長支所長事業)の
あて先標題	用地事締結に	事務委託契 こついて 別 紙 の	R 約書(小 のとおり (一	開示 ・ 部理 事 ・ 部理 事 ・ 事 ・ 事 ・ 事 ・ 事 ・ 事 ・ 事 ・ 事 ・ 事 ・ 事	か 分開示 由)条例 町 長 ・ 野 ・ 局 長	・非開示第一条第一条第一条第一条。	・部長支所長事業)の

用地事務委託契約書

株式会社ふじのくにアクアイグニス小山(以下「甲」という。)と駿東郡小山町(以下「乙」という。)とは、次のとおり委託契約を締結する。

(目的)

第1条 甲は、足柄サービスエリア周辺地区開発事業に伴う用地の取得に関する事務(以下「用地事務」 という。)をムに委託し、ムは、これを受託する。

(委託する用地事務に係る土地の区域)

第2条 甲が委託する用地事務に係る土地の区域は、別添平面図に示す区域(以下「対象区域」という。) とする。ただし、この契約締結後に対象区域に変更があったときは、それに従うものとする。

(用地事務の範囲)

- 第3条 甲が乙に委託する用地事務は、次に規定する事務とする。
 - (1) 地元説明会の開催に関する事務
- (2) 用地交渉及び契約の締結に関する事務
- (3) 所有権移転登記等の登記事務に要する書類に係る、土地等(第5条第1項に規定するものをいう。) の売渡者又は司法書士との受領、引渡しに関する事務
- (4) 甲が行う農地法その他法令上必要となる手続に関する事務の協力
- (5) その他、乙が受託を認める事務
- 2 甲は、前項に規定する事務に関し、乙が帯同、同席を求めたときは、協力するものとする。 (委託期間)
- 第4条 用地事務を委託する期間は、この契約締結の日から平成28年12月31日までとする。ただし、 契約満了の1か月前までに相手方に対して書面にて契約終了の通知がされない場合はさらに1年更新するものとする。

(委託料及び支払方法)

- 第5条 甲は、乙に対し第3条に規定する用地事務を処理するための費用(以下「委託料」という。)として、対象区域内の土地、建物、工作物及び立竹木等(以下これらを総称して「土地等」という。)の売買代金として売渡者に支払われる金額(以下「用地費」という。)の3%(消費税等別途)に相当する額を支払うものとする。
- 2 甲は、前項に定める委託料を対象区域内の全ての上地等に関し、売渡者と甲との間で土地等の売買に係る契約書が締結され、かつ、当該契約に基づく売買代金決済及び所有権移転登記が完了(以下「用地事務完了」という。)した後に、乙の請求により支払うものとする。
- 3 前項に規定にかかわらず、乙は対象区域内の土地等の売買契約の総件数に対し売買契約締結完了の件数がその半数を超えたときは(なお、本項においては売渡者の数を件数として計算するものとする)、委託料の一部前払いとして、その締結完了済売買契約にかかる用地費の0.5%(消費税等別途)(以下「部前払い金」という。)を甲に請求できるものとし、甲は係る請求から30日以内にこれを乙に支払うものとする。ただし、甲による一部前払い金支払い後、甲の責めによる事由になくして用地事務完了が不可能となった場合には、乙は甲の請求に従い、一部前払い金を甲に返還するものとする。



(報告書等の提出)

- 第6条 乙は、この契約締結後速やかに、甲乙協議の上、別途定める様式による委託事務実施計画書を甲 に提出するものとする。
- 2 乙は、この契約締結後、用地事務完了までの間、土地等の売渡者又はその関係者との用地交渉についての進捗状況その他甲が求める事項について、甲乙協議の上別途定める様式による委託事務報告書を毎月甲に提出するものとする。
- 3 乙は、用地事務完了後速やかに、甲乙協議の上、別途定める様式による買収実績報告書及び委託事務 完了報告書を甲に提出するものとする。

(協議事項等)

- 第7条 甲は、用地費の算定方法及びその結果について、あらかじめ乙と協議するものとし、乙は甲による事前の同意なしに用地費案を各土地等の売渡者に提示してはならないものとする。
- 2 甲が売渡者との間で締結する土地等の売買に係る契約の内容はあらかじめ甲が定めた様式によるもの とし、乙はこれを変更する必要がある場合、あらかじめ甲と協議するものとし、乙は甲による事前の同 意なしに当該売買契約変更案を各土地等の売渡者に提示してはならないものとする。

(申出義務)

第8条 乙は、この契約締結後、事情の変化等により用地事務の遂行が困難となったときは、速やかに甲に申し出し、甲乙協議の上、協働して用地事務を遂行するものとする。

(処理状況の調査)

第9条 甲は、第6条第2項に定める委託事務報告書に加え、必要に応じ用地事務の進捗状況について に報告を求め、又は自らその状況を調査することができる。

(定めのない事項の処理)

第10条 この契約に疑義を生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成 28年 4月 /日

(甲) 所在地 東京都中央区京橋一丁目11番2号

名 称 株式会社ふじのくにアクアイグニス小山

代表者氏名 代表取締役 立花 哲

(乙) 住 所 静岡県駿東郡小山町藤曲57番地の2

氏 名 駿東郡小山町長 込山 正

